貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位:円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負 債 の 部	
流動資産	2,420,608,551	流動負債	1,120,751,123
現金及び預金	1,183,382,788	 買 掛 金	214,428,626
受 取 手 形	920,920	短 期 借 入 金	106,592,000
売 掛 金	1,053,368,654	未 払 金	641,987,133
商品	22,155,991	未払法人税等	98,993,300
仕 掛 品	85,161,000	契 約 負 債	23,875,692
前 払 費 用	44,530,845	預 り 金	34,874,372
未収入金	848,483		
工事契約資産	35,627,966		
貯 蔵 品	82,904		
貸 倒 引 当 金	△ 5,471,000		
固 定 資 産	700,484,925	固 定 負 債	78,800,000
有形固定資産	326,205,209	 修 繕 引 当 金	12,000,000
建物・構築物	153,648,365	事業構造改善引当金	66,800,000
機 械 装 置	31,159,675		
工具器具備品	53,498,368		
土 地	85,245,200		
建設仮勘定	2,653,601		
		負債合計	1,199,551,123
無形固定資産	81,216,245	純 資 産	の部
借 地 権	1,806,230		
ソフトウェア	58,268,015	株主資本	1,921,542,353
ソフトウェア仮勘定	21,025,000	<u>資 本 金</u>	60,000,000
諸権利	117,000	利益剰余金	1,861,542,353
		利益準備金	15,000,000
投資その他の資産	293,063,471	その他利益剰余金	1,846,542,353
投 資 有 価 証 券	11,000,000	別 途 積 立 金	1,569,000,000
関 係 会 社 株 式	10,000,000	繰越利益剰余金	277,542,353
繰 延 税 金 資 産	222,056,000		
敷 金	46,397,470		
そ の 他	3,610,001		
		純 資 産 合 計	1,921,542,353
資 産 合 計	3,121,093,476	負債純資産合計	3,121,093,476

個別注記表

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

- 1.重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

下記の評価方法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

商品 個別法による原価法 仕掛品 標準原価による個別法 材料 個別法による原価法

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産 · · · · 定額法
 - ②無形固定資産 · · · · 定額法

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間(2年以内)における 見込販売数量または見込販売収益に基づく償却方法を採用し、自社利用目的の ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3年以内)に基づく 定額法を採用しています。

- (3) 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については法人税法の規定による法定

繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、

回収不能見込額を計上しています。

②修繕引当金将来、建物・設備の改修工事に充当するため、一定額を計上しています。

また、オフィス改革にあたり、工事相当額を計上しています。

③事業構造改善データセンター管理の設備撤去及び移管に関する工事に充当するため、

引当金 工事相当額を計上しています。

- (4) 収益及び費用の計上基準
 - ①収益及び費用の計上基準

・・・・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、 約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に 受け取ると見込まれる金額で収益を認識している。また、工事契約について年度末は原価回収 基準を原則適用しますが、財務諸表に与える影響が軽微であるならば適用しないこともありうる。

- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ①リース取引の処理方法

借手側となる所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、リース取引開始日が、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

また、平成20年4月1日以降取引開始のリースについては、少額のため通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理によっています。

②消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜き方式によっています。